

廃第246号-2
令和2年5月27日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県千葉市中央区末広一丁目17番1号 栗原建工株式会社（代表取締役 栗原 佑介）
許可の番号	第01200129303号
処分の年月日	令和2年5月27日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	栗原建工株式会社は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ニに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684